

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年8月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1600276 号
厚生局事案番号 : 北海道 (厚) 第 1700016 号

第 1 結論

請求期間①については、請求者の船舶所有者 A 氏における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②については、請求者の船舶所有者 B 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③、⑭及び⑰については、請求者の船舶所有者 C 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④及び⑳については、請求者の船舶所有者 D 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤については、請求者の船舶所有者 E 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑥については、請求者の船舶所有者 F 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑦については、請求者の船舶所有者 G 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑧については、請求者の船舶所有者 H 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑨及び⑩については、請求者の船舶所有者 I 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑩については、請求者の船舶所有者 J 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑫については、請求者の船舶所有者 K 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑬については、請求者の船舶所有者 L 氏における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑮、⑰及び㉒については、請求者の船舶所有者 M 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑯については、請求者の船舶所有者 N 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑱及び㉓については、請求者の船舶所有者 O 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間㉔については、請求者の船舶所有者 P 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間㉕については、請求者の船舶所有者 Q 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間㉖については、請求者の船舶所有者 R 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間㉗については、請求者の船舶所有者 S 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間㉘については、請求者の船舶所有者 T 事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月 24 日から同年 8 月 28 日まで
② 昭和 62 年 8 月 28 日から同年 9 月 3 日まで
③ 昭和 62 年 9 月 3 日から同年 9 月 7 日まで
④ 昭和 63 年 4 月 1 日から同年 4 月 6 日まで
⑤ 昭和 63 年 4 月 6 日から同年 4 月 8 日まで
⑥ 昭和 63 年 4 月 8 日
⑦ 昭和 63 年 4 月 8 日から同年 4 月 9 日まで
⑧ 昭和 63 年 4 月 9 日から同年 4 月 10 日まで
⑨ 昭和 63 年 4 月 10 日から同年 4 月 11 日まで
⑩ 昭和 63 年 4 月 11 日から同年 4 月 13 日まで
⑪ 昭和 63 年 4 月 13 日から同年 4 月 14 日まで
⑫ 昭和 63 年 4 月 14 日
⑬ 昭和 63 年 4 月 14 日から同年 4 月 15 日まで
⑭ 昭和 63 年 4 月 15 日から同年 4 月 16 日まで
⑮ 昭和 63 年 4 月 16 日
⑯ 昭和 63 年 4 月 16 日から同年 4 月 18 日まで
⑰ 昭和 63 年 4 月 18 日から同年 4 月 19 日まで
⑱ 昭和 63 年 4 月 19 日から同年 4 月 22 日まで
⑲ 昭和 63 年 4 月 22 日から同年 4 月 25 日まで
⑳ 昭和 63 年 4 月 25 日から同年 4 月 26 日まで
㉑ 昭和 63 年 7 月 23 日から同年 7 月 25 日まで
㉒ 昭和 63 年 7 月 25 日から同年 8 月 10 日まで
㉓ 昭和 63 年 8 月 10 日から同年 9 月 2 日まで
㉔ 昭和 63 年 9 月 3 日から同年 9 月 6 日まで
㉕ 平成元年 3 月 13 日から同年 3 月 20 日まで
㉖ 平成元年 3 月 24 日から同年 3 月 27 日まで
㉗ 平成元年 3 月 27 日から同年 3 月 31 日まで

昭和 54 年 10 月から U 組合に勤務し、年金記録では農林漁業団体職員共済組合に加入となっているが、請求期間①から㉗までについては、同組合の指示を受けて、日本と V 国の漁業関連事業における日本側の洋上責任者として、断続的に日本の漁船に乗り組んで働いた。

当時の給与や年金保険料の支払については記憶がないが、請求期間において船で働いていたことは所持している船員手帳にも記録されているので、調査の上、船員保険（厚生年金保険）の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、請求者から提出された船員手帳には、昭和 62 年 8 月 24 日雇入、同年 8 月 28 日雇止、船舶所有者 A 氏、船名 a 船舶、職務甲板員と記載されていることが確認

できる。

しかしながら、船舶所有者A氏は既に死亡しており、その相続人である者は、請求期間①当時の資料はないと回答していることから、請求者の請求期間①に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、a船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間①に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、船舶所有者A氏における船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、請求期間①に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 2 請求期間②について、請求者から提出された船員手帳には、昭和62年8月28日雇入、同年9月3日雇止、船舶所有者B事業所、船名b船舶、職務甲板員（当直部員）と記載されていることが確認できる。

しかしながら、B事業所は、オンライン記録によると平成14年8月29日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成15年1月19日に解散しているところ、事業を継承したとするW事業所は、残存する資料から請求者が昭和62年9月13日から同年10月25日まで厚生年金保険に加入していたことを確認できたものの、請求者の請求期間②に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、b船舶の船長であった者は、請求者が請求期間②に漁業関連事業で同船舶に乗船していたことを記憶しているものの、請求者はU組合の職員であったと回答している。

さらに、B事業所における被保険者名簿によると、請求者の昭和62年9月13日資格取得、同年10月25日資格喪失の記録は見受けられるが、請求期間②に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 3 請求期間③について、請求者から提出された船員手帳には、昭和62年9月3日雇入、同年9月7日雇止、船舶所有者C事業所、船名c船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、C事業所は、オンライン記録によると平成13年6月30日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成27年12月15日に解散しているところ、請求期間③当時の事業主は、資料は何も残されておらず、当時のことを知る者もいないため、請求者の請求期間③に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、c船舶の船長であった者は、請求者について記憶がないと回答していることから、請求者の請求期間③に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、C事業所における被保険者名簿によると、請求期間③に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 4 請求期間④について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月1日雇入、同年4月6日雇止、船舶所有者U組合、船名d船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答及び船舶所有者別被保険者名簿（以下「U組合の回答等」という。）によると、船舶所有者はD事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、d船舶の船長であった者は、請求者が請求期間④に漁業関連事業で同船舶に乗船していたことを記憶しているものの、請求者はU組合の職員であったと回答している。

さらに、D事業所における被保険者名簿によると、請求期間④に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 5 請求期間⑤について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月6日雇入、同年4月8日雇止、船舶所有者U組合、船名e船舶、職務甲板員と記載されていることが確認

できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はE事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成13年6月30日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成28年12月14日に解散しているところ、請求期間⑤当時の事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、e船舶の船長であった者は、請求者が請求期間⑤に漁業関連事業で同船舶に乗船していたことを記憶しているものの、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態等について不明と回答している。

さらに、E事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑤に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 6 請求期間⑥について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月8日雇入、同日雇止、船舶所有者U組合、船名f船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はF事業所であり、同事業所は、過去の書類を調べてみたが、請求者は勤務しておらず、厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、f船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間⑥に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、F事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑥に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 7 請求期間⑦について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月8日雇入、同年4月9日雇止、船舶所有者U組合、船名g船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はG事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成11年6月30日に船員保険の不適用となっているところ、請求期間⑦当時の事業主は、関係書類もなく当時の担当者もいないため、請求者の請求期間⑦に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、g船舶の船長であった者は、請求者について記憶がないと回答していることから、請求者の請求期間⑦に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、G事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑦に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 8 請求期間⑧について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月9日雇入、同年4月10日雇止、船舶所有者U組合、船名h船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はH事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成16年4月8日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成27年1月20日に解散しているところ、請求期間⑧当時の事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間⑧に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、h船舶の船長であった者は請求者が請求期間⑧に漁業関連事業で同船舶に乗船していたことを記憶しているものの、請求者はU組合の職員であったと回答している。

さらに、H事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑧に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 9 請求期間⑨について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月10日雇入、同年4月11日雇止、船舶所有者U組合、船名i船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はI事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、i船舶の船長であった者は請求者について記憶がないと回答していることから請求者の請求期間⑨に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、I事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑨に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 10 請求期間⑩について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月11日雇入、同年4月13日雇止、船舶所有者J事業所、船名j船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、J事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間⑩に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、j船舶の船長であった者に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期間⑩に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、J事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑩に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 11 請求期間⑪について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月13日雇入、同年4月14日雇止、船舶所有者U組合、船名k船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はI事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間⑪に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、k船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間⑪に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、I事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑪に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 12 請求期間⑫について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月14日雇入、同日雇止、船舶所有者U組合、船名l船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はK事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成17年7月28日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成20年12月10日に解散しているところ、同事業所の代表清算人は、請求者はU組合の職員であり、厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、l船舶の船長であった者は生存及び所在が確認できず、請求者の請求期間⑫に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、K事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑫に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 13 請求期間⑬について、請求者から提出された船員手帳には昭和63年4月14日雇入、同年4月15日雇止、船舶所有者U組合、船名m船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はL氏であり、同人は、請求者はオブザーバーの名目で乗船した者で、自らは雇用しておらず、請求者の請求期間⑬に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、m船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間⑬に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、船舶所有者L氏における被保険者名簿によると、請求期間⑬に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 14 請求期間⑭について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月15日雇入、同

年4月16日雇止、船舶所有者U組合、船名n船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はC事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成13年6月30日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成27年12月15日に解散しているところ、請求期間⑭当時の事業主は、資料は何も残されておらず、当時のことを知る者もないため、請求者の請求期間⑭に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、n船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間⑭に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、C事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑭に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

15 請求期間⑮について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月16日雇入、同日雇止、船舶所有者U組合、船名o船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はM事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成27年5月*日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると同日に破産手続開始しているところ、同事業所の破産管財人は、資料は何も残されておらず、請求期間⑮当時の事業主も請求者について覚えていないことから、請求者の請求期間⑮に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、o船舶の船長であった者は請求者について記憶がないと回答していることから請求者の請求期間⑮に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、M事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑮に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

16 請求期間⑯について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月16日雇入、同年4月18日雇止、船舶所有者U組合、船名p船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はN事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成8年8月27日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成14年12月3日に解散しているところ、請求期間⑯当時の事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間⑯に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、p船舶の船長であった者は請求者について記憶がないと回答していることから請求者の請求期間⑯に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、N事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑯に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

17 請求期間⑰について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月18日雇入、同年4月19日雇止、船舶所有者U組合、船名q船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はM事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成27年5月*日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると同日に破産手続開始しているところ、同事業所の破産管財人は、資料は何も残されておらず、請求期間⑰当時の事業主も請求者について覚えていないことから、請求者の請求期間⑰に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、q船舶の船長であった者は体調不良のため回答が得られなかったことから、請求者の請求期間⑰に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、M事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑰に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 18 請求期間⑱について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月19日雇入、同年4月22日雇止、船舶所有者U組合、船名r船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はO事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間⑱に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、r船舶の船長であった者に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期間⑱に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、O事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑱に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 19 請求期間⑲について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月22日雇入、同年4月25日雇止、船舶所有者U組合、船名s船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はP事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間⑲に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、s船舶の船長であった者に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期間⑲に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、P事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑲に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 20 請求期間⑳について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年4月25日雇入、同年4月26日雇止、船舶所有者U組合、船名t船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はQ事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間⑳に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、t船舶の船長であった者は、請求者について記憶がないと回答していることから請求者の請求期間⑳に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、Q事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑳に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 21 請求期間㉑について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年7月23日雇入、同年7月25日雇止、船舶所有者R事業所、船名u船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、R事業所は、オンライン記録によると平成5年4月10日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成5年3月*日に破産宣告を受けているところ、請求期間㉑当時の事業主は所在が不明であることから、請求者の請求期間㉑に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について確認することができない。

また、u船舶の船長であった者に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期間㉑に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、R事業所における被保険者名簿によると、請求期間㉑に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 22 請求期間㉒について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年7月25日雇入、同年8月10日雇止、船舶所有者S事業所、船名v船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、S事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間⑳に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、v船舶の船長であった者は請求者について記憶がないと回答していることから、請求者の請求期間⑳に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、S事業所における被保険者名簿によると、請求期間⑳に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 23 請求期間㉑について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年8月10日雇入、同年9月2日雇止、船舶所有者T事業所、船名w船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、T事業所は、オンライン記録によると平成19年11月17日に船員保険の不適用となっているところ、請求期間㉑当時の事業主は、既に廃業しており、当時のことを知る者もいないため、請求者の請求期間㉑に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、w船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間㉑に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、T事業所における被保険者名簿によると、請求期間㉑に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 24 請求期間㉒について、請求者から提出された船員手帳には、昭和63年9月3日雇入、同年9月6日雇止、船舶所有者M事業所、船名x船舶、職務甲板員と記載されていることが確認できる。

しかしながら、M事業所は、オンライン記録によると平成27年5月*日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると同日に破産手続開始しているところ、同事業所の破産管財人は、資料は何も残されておらず、請求期間㉒当時の事業主も請求者について覚えていないことから、請求者の請求期間㉒に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、x船舶の船長であった者は請求者について記憶がないと回答していることから請求者の請求期間㉒に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、M事業所における被保険者名簿によると、請求期間㉒に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 25 請求期間㉓について、請求者から提出された船員手帳には、平成元年3月13日雇入、同年3月20日雇止、船舶所有者U組合、船名d船舶、職務オブザーバーと記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はD事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間㉓に係る厚生年金保険料を控除していないと回答している。

また、d船舶の船長であった者は、請求者が請求期間㉓に漁業関連事業で同船舶に乗船していたことを記憶しているものの、請求者はU組合の職員であったと回答している。

さらに、D事業所における被保険者名簿によると、請求期間㉓に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

- 26 請求期間㉔について、請求者から提出された船員手帳には、平成元年3月24日雇入、同年3月27日雇止、船舶所有者U組合、船名r船舶、職務オブザーバーと記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はO事業所であり、同事業所は、請求者は勤務しておらず、請求者の請求期間㉔に係る厚生年金保険料の控除について不明と回答している。

また、r船舶の船長であった者に照会したが回答が得られないことから、請求者の請求期

間⑳に係る勤務実態等について確認できない。

さらに、O事業所における被保険者名簿によると、請求期間㉑に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

27 請求期間㉒について、請求者から提出された船員手帳には、平成元年3月27日雇入、同年3月31日雇止、船舶所有者U組合、船名n船舶、職務オブザーバーと記載されていることが確認できる。

しかしながら、U組合の回答等によると、船舶所有者はC事業所であり、同事業所は、オンライン記録によると平成13年6月30日に船員保険の不適用となっており、商業・法人登記簿謄本によると平成27年12月15日に解散しているところ、請求期間㉒当時の事業主は、資料は何も残されておらず、当時のことを知る者もないため、請求者の請求期間㉒に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

また、n船舶の船長であった者は既に死亡しており、請求者の請求期間㉒に係る勤務実態等について照会することができない。

さらに、C事業所における被保険者名簿によると、請求期間㉒に請求者の氏名はなく、厚生年金保険の被保険者であった記録はない。

28 請求者が漁業関連事業において同じ業務をしていたとして名前を挙げた者は、昭和62年9月13日から同年10月21日までの期間は、請求者と同じ船に乗っていたと記憶しており、オンライン記録によると、同期間に同人及び請求者は同じ船舶所有者において厚生年金保険に加入していることが確認できるが、同人は、請求期間㉑から㉒までは請求者と同じ船に乗っていないため、請求者の請求期間㉑から㉒までに係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料の控除について不明と回答している。

29 請求者は、U組合に昭和54年10月から勤務していたが、請求期間㉑から㉒までにおける給与や年金保険料の支払については記憶がないとしているところ、同組合から提出された人事カードには、請求者は昭和54年10月1日から平成3年10月31日まで同組合の正職員として勤務し、農林漁業団体職員共済組合に加入していたことが記録されている。

また、U組合は、洋上出張の業務で乗船する際は船員保険（昭和61年4月以降は厚生年金保険）には加入させず、農林漁業団体職員共済組合員の資格を継続させる取扱いをしていたと回答している。

30 このほか、請求者の請求に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間㉑から㉒までに係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700008号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700017号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

A事業所から請求期間に賞与が支給されていたのに年金記録が確認できない。

請求期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A事業所は、商業・法人登記簿謄本によると、平成21年12月31日に解散し、平成26年11月10日に清算終了していることが確認できるほか、オンライン記録によると、平成22年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる上、請求者の請求期間における賞与の支給状況等について、当該事業所の請求期間当時の代表取締役、解散時の代表取締役、清算終了時の代表清算人及び分割先の事業所に照会したものの、請求期間の賞与に係る資料を得ることができず、請求者は、請求期間に係る賞与支給明細書及び預金通帳を保管していないことから、賞与の支給の事実、賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。